

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別紙の仕様書、見本等(以下「仕様書等」という。)に従い、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても、頭書の印刷製本(以下「印刷等」という。)を行ううえにおいて当然必要なものは、発注者の指示に従い受注者の負担で行うものとする。

(見本の承認)

第2条 仕様書の定めるところにより、見本を発注者に提出し承認を求める必要がある場合においては、受注者は、当該見本について、発注者の承認を得た後でなければ印刷等に着手してはならない。

(原稿の交付等)

第3条 発注者は、原稿及び見本(以下「原稿等」という。)を契約確定後直ちに受注者に交付するものとする。ただし、仕様書において交付する時期を別に定めたときは、この限りではない。

2 受注者は、発注者から交付された原稿等について、滅失及びき損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 受注者は、発注者から交付された原稿等を、印刷物の納入と同時に返還しなければならない。

(材料の支給等)

第4条 印刷等のために使用する材料の全部又は一部を発注者から受注者に支給する場合における品目、数量、材質並びに引渡しの期日、場所及びその他必要な事項については、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、引渡しを受けた材料のうち不用となったものがあるときは、速やかに仕様書に定められた場所において発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、引渡しを受けた材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(損害賠償)

第5条 受注者は、第3条第1項の規定により交付された原稿等又は前条第1項の規定により支給された材料を滅失又はき損したときは、これにより生じた発注者の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又はき損が発注者の故意又は過失その他発注者の責に帰する理由により生じた場合又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(使用材料の品質等)

第6条 受注者は、印刷等のために使用する材料のうち、受注者において調達するものの品質及び銘柄等が仕様書に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。

(監督)

第7条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

第8条 受注者は、印刷物を納入するときは、発注者の定める納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、印刷物を納入するときは、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入する場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 受注者は、いったん発注者に納入した印刷物を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(検査)

第9条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。この場合において必要があるときは、発注者が自ら又は第三者に委託して分解又は試験をして検査を行うことができる。

2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前条の検査に立ち会わなければならない。

3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗き損した印刷物に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

5 発注者は、第1項の検査について、印刷物の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

(手直し又は引換え)

第10条 受注者は、納入した印刷物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった印刷物を引き取ったうえ手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。

2 前項の場合において発注者は1回に限り、手直し又は引換えのための期間として相当日数を指定することがある。

3 受注者は、第1項の規定により手直し又は引換えが完了したときは、その印刷物を納入場所において発注者に納入するとともに、第8条第1項の納品書を発注者に提出しなければならない。

(手直し等に係る検査)

第11条 発注者は、前条第3項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 第9条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第12条 発注者は、第9条第1項又は前条第1項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しなかった印刷物について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第13条 印刷物の所有権は、印刷等に使用する材料の全部又は主要な部分を発注者から支給した場合を除き、検査に合格したとき又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転する。

- 2 印刷物は、検査に合格したとき又は前条第2項の協議が成立したときに発注者に対し引き渡されたものとする。
- 3 前項の規定により発注者に引き渡される前に生じた印刷物についての損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、納入された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものについて、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれらに代えて若しくは併わせて損害賠償の責めを負うものとする。

(納入期限の延長等)

第15条 受注者は、納入期限内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して、発注者に納入期限の延長を願い出なければならない。

- 2 前項の願出は、期限内にしなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

第16条 前条の規定による願出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

第17条 第15条の規定による願出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、発注者は、受注者から遅延違約金（次項の規定により計算した額が100円未満の場合を除く。）を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることがある。

- 2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額（100円未満の場合を除く。）とする。
- 3 第8条第2項ただし書の規定により印刷物の一部が納入され、又は印刷物の一部について検査に合格し、かつ、発注者において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第10条第2項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において当該手直し又は引換えに係る印刷物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
- 5 第12条の規定により減価採用した場合において当該減価採用に係る印刷物が納入期限後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、減価採用額を基礎

として計算する。

6 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第18条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は印刷等を中止させることができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第19条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(協議解除)

第20条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定により、発注者が印刷等を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第18条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(発注者の解除権)

第21条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督若しくは検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 受注者が後見開始・保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたとき又は受注者について破産の申立てがあったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 前条第2項に定める場合のほか、受注者から契約解除の願出があったとき。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは印刷製本の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号におい

て同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額(前項の規定により契約が解除された場合において既に納入された印刷物(以下「既納印刷物」という。)の全部又は一部を発注者の所有とした場合にあっては、契約金額から既納印刷物の代価を控除した額の100分の10に相当する額)を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、正当な理由による受注者からの願出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において当該解除が納入期限後に行われたときは、発注者は、納入期限の翌日から解除の日(願出に基づく場合は、その願出書受理の日)までの日数に応じ、契約金額に当該契約(変更契約を除く。)の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た金額(100円未満の場合を除く。)を徴収するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを徴収しないことがある。

(契約解除の場合における既納印刷物の取扱い)

第22条 既納印刷物があるときは、発注者は、必要と認める既納印刷物の全部又は一部をその所有とすることができる。

2 前項の規定により発注者の所有とした既納印刷物の代価については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

3 受注者は、第1項の規定により発注者の所有とした既納印刷物以外のものを、発注者の指示する期間内に、受注者の負担において引き取らなければならない。

(代金の支払い)

第23条 受注者は、印刷物を完納(あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。)し、かつ、発注者の検査に合格した後又は第12条第2項の協議が成立した後でなければ代金を請求することができない。

2 受注者は、発注者の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に当該契約(変更契約を除く。)の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た遅延利息

(100円未満の場合を除く。)を支払うものとする。

第24条 受注者は、第22条第1項の規定により発注者の所有とした既納印刷物の代金を、同条第3項に定める既納印刷物の引取り後でなければ請求することができない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の請求に基づき支払いを行う場合について準用する。

(権利の譲渡等)

第25条 受注者は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し承継させ、又は担保に供することができない。

(下請負等の禁止)

第26条 受注者は、この契約について印刷等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第27条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

3 受注者は、仕様書の定めるところにより、印刷物の原版及び印刷損紙等を発注者に引き渡し、又は発注者の立会いのもとに処分しなければならない。

(疑義の決定等)

第28条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示

に従うものとする。

(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。